

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年9月9日認可した。

令和7年9月16日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡田東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上新開地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）畑田地区